

1 パブリックコメントへの対応について

- ・ パブリックコメントとその対応については公開されるのか？

※最終的には、意見と対応を県のホームページで公開する予定である。

2 県民気運を高める取組について

- ・ P16 に、「県民全体で森づくりを支える気運を高める取組みの推進」とあるが、具体的にはどのようなものか？

※この項目は、県民説明会で出された意見であり、その必要性があると判断して追加したものであるが、具体的な組織などについては検討中である。

3 提案型事業について

- ・ NPO などから提案された事業のための枠はあるのか？

※県民からの意見にもあったので、「県民からの提案を活かす仕組み」として、報告書 P8 にも盛り込んでいる。

4 里山の整備について

- ・ 里山の課題の中で、里山の放棄がクマの活動域の拡大につながったとあるが、クマの被害の要因には、道路の整備により、人が安易に山に入り、人とクマとの接点が増えていることもあるので、そのことも踏まえてほしい。
- ・ 生物多様性国家戦略を踏まえて、具体的な取組みの中の「里山整備の促進」については、「クマとの棲み分け」より「種の多様性の確保」の観点での項目が必要でないか？
- ・ 種の多様性のことについては、各論では述べられているが、重要な項目として、新たな施策の一項目として設けるべきではないか。
- ・ 全体の印象として里山整備は「クマ」だけが表になっているが、それだけではないので、種の多様性についても項目として出すべきではないか。

5 境界の確認について

- ・ 県民からの意見にもあったが、森林の所有境界の確定は重要なことと思う。
- ・ 現場の声としても地籍調査の必要性が上がっているが、市町村としては財政的、人的にも難しいものがある。しかし、それが進まなければ、何も進まないのが現状で

あり、対応をお願いしたい。

- ・ 正式な地籍調査ではないが、GPS を活用した境界の確認が行われている。このような簡易な方法で進めるのも手ではないか？

※地籍調査の実施主体は市町村なので、ぜひ取り組んでいただきたいが、森林の所有境界が不明確なままでは里山活動の障害となることから、そういったエリアについては対応を考えたい。その場合には、例えば GPS を用いた簡易な方法も考えられると思う。

6 県民意識の醸成について

- ・ 県民意識の醸成として、森の良さの PR とあるが、荒れている状況を PR するほうが効果的ではないか？イベントは労力がかかる割に参加者が少ないなど効果に疑問がある。PR イベントは極力控えてほしいと思っている。
- ・ 荒廃した森林を見て、その意味がわかるのは大人であり、子供たちには森林のよさをまず体験してもらうことが必要と思う。そうしたことで、はじめて森林の荒廃が分かると思う。
- ・ 今ほどの議論では、森林の概念の整理が必要。人工林と里山二次林では、荒廃という概念が異なるので、それらを使い分けて議論しなければならない。
- ・ 県政バスなどでは、森林の良いところだけを説明してきたが、人工林の荒廃や里山の変化なども解説したほうが良かったかもしれない。
- ・ 県民に幅広く情報を提供する意味でも、良い場所と悪い場所の両方を見ていただくことは必要と考える。

※森林の重要性についての県民意識の醸成について、森林の良い場所と悪い場所の両方を見てもらうことが必要とのことについては、ご意見を踏まえ対応を検討したい。

7 人材の育成について

- ・ 人材は新たに育成するばかりでなく、同じ人がいくつも資格をもっていたりするので、そのような既存の人材をもっと活用することも考えてほしい。

8 森林環境教育の推進について

- ・ やがては税の負担者となる子供たちにも、森林の荒廃状況を見せ、理解してもらうことは必要。そのために教育関係機関と連携をとって、そういった機会を設けるよう努力してほしい。

9 条例に盛り込む項目について

- ・ 条例の内容は、税の用途だけに限定したものになるのか？それとも森づくり全体の

理念を盛り込んだものになるのか？

※条例の項目は、森づくり全体の理念を盛り込んだものであり、それに新たな税制度、使途を明確にするための基金の設置についての3つを1本にしたものとした。 (以降資料3にて条例の項目案を説明)

10 新たな税の名称について

- ・ 前回、「環境税」という名称は変えてほしいといった意見があったが、国の「環境税」には商工会議所でも反対意見があつて、抵抗感がある。
- ・ 税の名称にはこだわりがある。経済団体には「環境税」はデリケートな問題であり、将来課税対象が拡大されるのではと懸念されることも考えられ、名称については慎重に考えたほうがよい。資料でも条例の項目案でも「森づくり」とされているので、税の名称も「森づくり税」にしたほうが良い。
- ・ 「森林環境税」という名称は固いという印象を持つ。報告書でも「森づくり」という表現がされており、他県でも「森林づくり税」という名称があるので、「森づくり税」又は「森づくり県民税」などが良いのではないかと？

※前回の議論を受けて、事務局でも検討したが、他県の森づくりの理念を定めた条例では「森林づくり」という表現が多く、税や基金については、森林環境を保全するための税ということが分かるように「森林環境税」という名称をつけている県が多い状況である。また、県民にご理解いただける名称として、県民の皆さんの関心の高い「森林環境」をどう守っていくかという視点と目的を明確にする意味で、事務局としては「森林環境税」という名称が適当と考えご提案させていただいた。

11 課税期間について

- ・ 課税期間については当面5年として、評価し見直すところがあるが、誰がどのようにして評価するのか？森林審議会の部会がそれを行うのか？

※森林審議会の部会では、毎年の計画と実行を評価し、その改善を図ることとしている。課税期間の見直しについては、それらを踏まえて議会で議論されるものと考えている。

12 具体的施策全体について

- ・ P8で新たな施策の視点が3点示されているが、P9, 10の具体的な施策の説明のなかでは、どの施策がどの視点に対応しているか分かるようにしたほうが良い。

13 その他

- ・ 用語が慎重に扱われていることに感心する。

- ・ 市町村プランの策定など、町としては人的に対応できるか不安がある。